

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第18回 2026年2月20日(金) 14:00~15:50)

開会

挨拶

議事

1. 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正公開草案に寄せられたコメント及びその対応(サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用、タックス・プランニング)について

【資料 1~6】

2. IESBA-IAASBの戦略及び作業計画に向けた共同調査について

【資料 7】

閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料
倫理規則及び実務ガイダンス第1号公開草案コメント対応	1
倫理規則及び実務ガイダンス第1号公開草案に寄せられたコメントへの対応表	2
倫理規則改正案（公開草案からの履歴版）	3
倫理規則改正案（現行からの履歴版）	4
倫理規則実務ガイダンス第1号改正案（公開草案からの履歴版）	5
倫理規則実務ガイダンス第1号改正案（現行からの履歴版）	6
IESBA- IAASB の戦略及び作業計画に向けた共同調査	7

倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第1号 「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」の 改正公開草案に寄せられたコメント及びその対応について

サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用、
タックス・プランニング

2026/2/20



本日の議事次第

- 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案に寄せられたコメント及びその対応について
 1. 公開草案に対するコメントの概要
 2. 主なコメントの概要と対応案

※ 以下のスライドに記載の事項は、2026年2月20日時点における文案となります。

1. 公開草案に対するコメントの概要

公開草案に対するコメントの件数

- 次の倫理規則及び実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」（以下「実務ガイダンス」という。）の改正公開草案に対して、監査法人（3法人）、個人（3名）及び監査役等からコメントが寄せられた。
 - ▶ サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に係る倫理規則（2025年10月15日公表）
 - ▶ タックス・プランニング及びサステナビリティに係る実務ガイダンス（2025年11月18日公表）
 - ▶ 外部の専門家の作業の利用及び倫理規則改正に伴う適合修正に係る実務ガイダンス（2025年12月16日公表）
- コメント総数は44件（主なコメントとしてコメント対応表に掲載したのは35件）

コメントの件数

項目	件数	主なコメント
全般事項（倫理規則、実務ガイダンス）	5	本会会員が実施できる専門業務の範囲（タックス・プランニング業務、サステナビリティ保証業務）
違法行為への対応	5	適切な当局への報告、違法行為等のコミュニケーション
長期関与とローテーション	3	過年度における関与期間の考慮
グループサステナビリティ保証業務	6	業務チーム外の他の業務実施者、その他ネットワーク・ファーム
ガバナンスに責任を有する者	1	ガバナンスに責任を有する者の範囲
保証報告書における開示	1	例示の記載
外部の専門家の客観性の評価	3	客観性を評価する際の確認事項
紹介手数料及び仲介料	1	パート4Bの記載
その他	19	表現の明確化・簡素化、字句・体裁の修正
合計	44	

2. 主なコメントの概要と対応案

※本ページ以降、公開草案に対するコメントを受けて倫理規則又は実務ガイダンスを修正した箇所に黄色マーカーを付している。

全般事項（倫理規則・実務ガイダンス）（1/3）

公開草案に対するコメントの概要（No.1）

倫理規則の対象となる業務は、公認会計士法第2条の業務に限定されるはずである。

公認会計士にとってタックス・プランニング業務は、独占権限のない業務である。この業務は、会員を含む多くの税理士が多数の消費者に提供しているサービスであり、自由な競争市場において成立した場合に有効な経済効果がある。しかし、会員に過剰な自主規制（職業倫理の遵守）をかけた結果、**会員だけが過剰な負担を強いられ**、会員と会員でない税理士との間に、自由な競争原理が成立しなくなるおそれがある。

また、公認会計士にとってサステナビリティ情報の保証業務は、独占業務ではないが、公認会計士の名称使用に対する独占権限をもたらす業務である可能性がある。公開草案にあるように、全般的な職業倫理に加え、個別的な業務の手続き等を詳細に規定した倫理規則を遵守させるのは、**過剰な自主規制である**と考える。

公開草案に対するコメントの概要（No.3、5）

2025年7月に改正されたタックス・プランニング業務に係る倫理規則に関して協会から示された考え方が適切ではないと考えるため、今回**倫理規則及び実務ガイダンスを改正することは不相当**と考える。

- ① 公認会計士業務ではない**タックス・プランニング業務を倫理規則の対象とすることはできない**。なお、税理士業務は公認会計士法第2条第2項ただし書きにおいて、明確に公認会計士業務から除外されている。
- ② 倫理規則の上位規定である公認会計士法や会則が規定していないことを、下位規定である**倫理規則が広く公認会計士業務以外の業務を倫理規則の射程とすることはできない**。
- ③ 職業的専門家や専門業務は公認会計士法から定義されるものであり、公認会計士という肩書を使用して提供する業務の全てに協会の会則の規定が及ぶのは会則第49条の「品位の保持」だが、「信用」「不名誉」といった一般的抽象的な文言を根拠としてタックス・プランニング業務に関する詳細な倫理規定を設けることは**会則の権限外**と考える。

全般事項（倫理規則・実務ガイダンス）（2/3）

<回答案>

タックス・プランニング業務に関する倫理規則の改正については、2025年7月23日開催の定期総会で承認され、確定しています。

当該規定を倫理規則に含めることは、公認会計士法や本会会則から逸脱はしておらず、適切なものであると考えます。加えて、2025年4月18日付け「「倫理規則」の改正に関する公開草案に対するコメントの概要及び対応について」の「4. 主なコメントの概要とその対応」のNo.1のコメントへの対応に記載の理由から、**当該規定は過度な負担を会員に強いるものではなく、適切なものである**と考えております。

また、倫理規則の公開草案における個別の規定については、サステナビリティに係るIESBA倫理規程を参考に、**財務諸表監査と同等の公共の利益を有するサステナビリティ保証業務**に対しては、倫理規則パート5において、監査業務に対する倫理規則パート4Aと**同様の独立性に関する規則を設ける**とともに、パート4Bの適用対象となるサステナビリティ保証業務を含む全てのサステナビリティ保証業務に対する倫理に関する規則を設けることとしました。

全般事項（倫理規則・実務ガイダンス）（3/3）

公開草案に対するコメントの概要（No.2（倫理規則）、4（実務ガイダンス））

公認会計士法ほかの規定からは、サステナビリティ情報の保証業務について、協会は、会員に対する規範性のある実務指針を制定できないのではないかと考えるため、法令などの整備を行った上で制定すべきと考える。

したがって、サステナビリティ情報の保証業務について、日本公認会計士協会が会員に対する規範性のある実務指針を制定できることが明らかにならない限り、これについて倫理規則及び実務ガイダンスに定めることは控えるべきと考える。

根拠

サステナビリティ情報の保証業務は、公認会計士法第2条第2項に規定する公認会計士業務に該当しない（又は該当しないものが含まれる）と考える。法律上の公認会計士業務に含まれない業務について、協会は会員が従うべき規範を設けることはできないと考える。

<回答案>

サステナビリティ情報に対する第三者保証制度の導入については、「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」（2026年1月8日公表）において、国際基準と整合性が確保された基準に準拠してサステナビリティ情報の保証を実施できる者が監査法人であるかどうかにかかわらず保証業務実施者としてとされ、保証の担い手には本会会員が含まれることが想定されています。また、ワーキング・グループにおいて、サステナビリティ制度保証業務については、公認会計士法第2条第2項の業務として位置付けられるとの金融庁による解釈が示されています。

本会としては、これまでのサステナビリティ保証制度についての議論の動向を踏まえ、当該制度の導入前の段階ではありますが、今後整備される法制度等のうち、倫理規則の改正に反映することが適当な事項について、2026年7月の本会定期総会まで適宜反映することを前提に、倫理規則を定めるとともに、倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用方法の例示を実務上の参考として示すものとして、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」の中に関連する新たな設問を設けることとしました。

長期関与とローテーション

公開草案に対するコメントの概要（No.29）

我が国においてサステナビリティ情報の開示・保証が初めて制度化される状況であり、ローテーションについていきなり厳格な制度（過去の関与期間への遡及を含む。）を導入することは性急であり、**当面の間は制度化を起算点として関与年数を算定**するなど、まずは**実務の定着を見極めた上で、厳格な規定を導入**することを検討いただきたい。

特にR5540.10a項のように、過去に遡って関与年数に含めるような規定の適用は、制度開示・制度保証が定着するまでは導入を見送るよう、適切な経過措置・猶予規定を設けることをご検討いただきたい。

<回答案>

倫理規則におけるローテーションに関する規定の趣旨は、特定の社会的影響度の高い事業体である依頼人の監査業務及びサステナビリティ保証業務について同一の主要な担当社員等が長期にわたって関与することから生じる独立性に対する馴れ合いや自己利益という阻害要因等を許容可能な水準にまで軽減することにあります。

そのため、依頼人のためにパート5の独立性に関する規則の対象とならないサステナビリティ保証業務を提供していた場合、ローテーションの時期の決定に当たり、**倫理規則パート5の適用前までにサステナビリティ保証業務の主要な担当社員等又は監査業務の主要な担当社員等として関与した期間の長さを考慮**することになります。

また、**一定の猶予規定**として、R5540.10a項では、主要な担当社員等として当該依頼人に関与した期間が累積して6報告期間以上である場合、ガバナンスに責任を有する者の了解があれば、ローテーションにより当該業務から外れるまで、更に**最長2報告期間、関与を継続することが認められる**こととしています。

なお、今後の制度の動向も踏まえて実務上の対応を定めていくこととなります。

ガバナンスに責任を有する者(1/3)

公開草案に対するコメントの概要 (No.6)

1.意見の趣旨

「ガバナンスに責任を有する者」の理解について

本公開草案では全体を通じて「ガバナンスに責任を有する者」という表記が用いられているが、「サステナビリティ保証業務実務指針5000」の「Ⅲ 定義」によれば、「ガバナンスに責任を有する者」が具体的に何を指すかについては「ガバナンスの構造に応じた適宜読み替える」ものとされており、必ずしも監査役等のみを対象とするものではない。しかしながら、本公開草案における「ガバナンスに責任を有する者」の中心的な役割は保証業務実施者との適切なコミュニケーションを図ることにあり、その役割を果たすのは主として監査役等が該当するケースが多いと考えられる。

サステナビリティ情報における保証業務実施者とのコミュニケーションの相手方として、実務上の混乱を回避し、企業統治の実効性を確保する観点から、基本的に監査役等がその中心的な役割を担うと理解するものである。また、今後のガイドライン等でその旨記載いただくことも検討されたい。

2.理由

(1) 運用上の懸念

従前、貴会の倫理規則等において「those charged with governance」は「監査役等」として使用されてきたところであるが、「改正倫理規則」の概要説明資料によれば、監査役等に加えて、サステナビリティ報告を監視する責任を有する者又は組織が該当することが想定されることから、監査役等を含む広義の概念である「ガバナンスに責任を有する者」の表記が用いられているとのことである。

たしかに、サステナビリティについては対応すべき事項や関与する組織が広範、多岐にわたることから（業務執行上の委員会とは別に）サステナビリティ情報の監視を担う委員会等が設置されることも考え得るところである。しかしながら、いわゆる「サステナビリティ委員会」などの組織は業務執行のための組織である場合が我が国の現状では多いと考えられ、それとは別に監視主体の組織の設置が実務上どの程度行われるか不透明でもある。

ガバナンスに責任を有する者(2/3)

一方で、「ガバナンスに責任を有する者」には監査役等が該当するとされている従前の財務諸表監査に関する各種基準や指針については、実務上支障なく運用されている。また、財務諸表を監査する監査人は有価証券報告書における「その他の記載」の内容について監査役等とのコミュニケーションを実施することが求められることがある（監査基準報告書720参照）。有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報が「その他の記載」の内容に含まれることを考慮すると、**保証業務実施者が監査人と同一である場合には、自ずとコミュニケーションの相手方の中心は監査役等となることが想定される。**

(2) 監査役等の責務とサステナビリティ情報

取締役の職務執行の監査は、会社法上、監査役等の基本的な職責である。近時、その重要性が増している**サステナビリティに関する企業の対応**は、財務情報の作成・開示と同様に取締役の重要な職務執行の一環であり、**その監視・検証は監査役等の責務に含まれる**。監査役等がそのような責務を全うする上で得た情報は、サステナビリティ情報の作成・報告プロセスに対する保証業務を行う保証業務実施者にとっても有用かつ不可欠であると考えられる。

(3) コミュニケーションの相手方を監査役等とすることの合理性

- ・保証業務の品質向上:保証業務を通じて得られた気付き事項（サステナビリティ情報の作成プロセス、内部統制の状況等）に加え、監査役等がその職務遂行上入手した情報を共有することで、保証業務の品質向上を図ることが可能となり、実効性の向上にも資する。
- ・実務の明確化:保証業務実施者、企業側の双方にとって報告・協議の相手方が明確になり、コミュニケーションが円滑に進む。

ガバナンスに責任を有する者(3/3)

<回答案>

貴重なご意見ありがとうございます。倫理規則においては、サステナビリティ保証業務の実施者がコミュニケーションを行うべきサステナビリティ保証業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者としては、監査役等に加えて、サステナビリティ報告を監視する責任を有する者又は組織が該当することが想定されることから、**監査役等を含む広義の概念である「ガバナンスに責任を有する者」の用語を用いています**。また、「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」（2026年1月8日公表）においても、保証業務実施者による保証報告書に対する信頼性の基盤としての保証業務の公正性・独立性を確保する観点から、保証業務実施者の選任について、会社法における会計監査人に関する規律を参考にして、企業においても保証業務実施者を適切に選任し、選任理由を対外的に説明することは、企業の責任ある態度として期待されるとするにとどまり、保証業務実施者がコミュニケーションを行うべきガバナンスに責任を有する者が誰であるかについては明示されていません。

もっとも、ご指摘のとおり、会社法上の監査役等の責務や、監査業務において監査人がコミュニケーションを行うべきガバナンスに責任を有する者が監査役等とされていることを踏まえると、**サステナビリティ保証業務においても、保証業務実施者が監査人と同一である場合はもとより、そうでない場合であっても、保証業務実施者がコミュニケーションを行うべきガバナンスに責任を有する者は、監査業務と同様に、主として依頼人の監査役等が該当する**と考えられます。

違法行為への対応(1/4)

公開草案に対するコメント (No.11)

倫理規則改正案第360.21 A1項では「(1) 法令で要求されていない場合であっても、**適切な規制当局に当該事項を報告**すること。その報告は、R114.3項に従って業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することが認められる正当な理由に該当することを確認する。」と規定されています。

これに対応するサステナビリティ保証業務の規定で、IESBA倫理規程の 5360.21 A1には「•Disclosing the matter to an appropriate authority even when there is no legal or regulatory requirement to do so.」という規定があります。サステナビリティに関する倫理規則改正案では削っていますが、**当該部分は残した方がよい**と考えます。

理由は、「守秘義務優先」又は「依頼人の信頼優先」という考え方よりも「生命・人権や安全保障に係る違法行為を知ったが、秘密保持義務を理由にして、権限のある機関に情報共有しなかった」場合などに、公認会計士が社会から信頼を失うリスクの方が致命的という考え方が優先される場合もあると考えられるからです。また、会員の利益という観点では、実際に会員が「法令上の義務ではないが、生命の危険に関するものなので当局に共有した」ような場合に、当該規定が存在しないことによって自動的に倫理規則違反になるのではなく、「公共の利益への影響の重大さと秘密保持義務を比較衡量できる」という余地を残した方がよいと考えます。

公開草案に対するコメント (No.12)

違法行為への対応について、現行倫理規則のパート3では会員が監査を行う際に求められる規定（第360.25 A1項からR360.27項まで等）が設けられている一方で、新設されるパート5ではこれらに対応する規定が**欠番**となっています。

欠番とされている趣旨は、今後もサステナビリティ保証業務実施者にはこのような違法行為への対応等を求めないということでしょうか。あるいは、現時点で規制当局が特定されていないことや、関連する法規制が確立されていないこと等の状況を踏まえ暫定的に欠番とし、今後のサステナビリティ報告・保証を取り巻く法制度等が整備されれば、監査を行う場合と同様の規定を設けることを意図しているのでしょうか。概要説明資料等を拝見してもこのあたりが不明瞭なため、確認させていただきたい。

違法行為への対応(2/4)

<回答案>

現行倫理規則では、**秘密保持の規定**に抵触する可能性があること等から、**財務諸表監査以外の専門業務を行う会計事務所等所属の会員や組織所属の会員の規定において、当局への報告の検討に関する規定を設けていません**。一方、**監査業務の場合には、金融商品取引法第193条の3の規定を踏まえ、当該規定を設けています**。

サステナビリティ保証業務についても、「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」（2026年1月8日公表）において、保証業務を通じて法令違反等事実を発見し、企業において是正されない場合、当局へその旨を通知することなどを求めることも考えられるとされています。

これらを踏まえ、**サステナビリティ保証業務においても財務諸表監査と同様の取扱いを設ける**こととし、**ご指摘の第5360.21 A1項における該当記載とともに、公開草案において欠番の取扱いとしていた当局への報告の検討に関する規定（第5360.25 A1項からR5360.27項まで）を設ける**ことにしました。

違法行為への対応(3/4)

公開草案に対するコメントの概要 (No.13)

＜サステナビリティ保証業務を監査事務所内で受嘱するか否かによる相違＞

倫理規則公開草案R5360.18a項では、サステナビリティ保証業務の実施者は同じ監査事務所の監査業務の依頼人又は同じ監査事務所の監査業務の依頼人の構成単位に対してサステナビリティ保証業務を実施している場合、法令によって禁止されていない限り、監査事務所内で、違法行為又はその疑いについて業務執行責任者とコミュニケーションを行わなければならないとしています。一方、R5360.18b JPI項では、サステナビリティ保証業務の実施者が、監査事務所内ではなく、監査事務所を支配している、監査事務所が支配している事業体又は監査事務所のネットワーク・ファームである場合、違法行為又はその疑いについて、監査事務所とコミュニケーションを行うべきかどうかを検討しなければならないとされています。

我が国では現状、監査事務所がサステナビリティ保証業務を提供する場合と、監査事務所を支配している、監査事務所が支配している事業体又は監査事務所のネットワーク・ファームがサステナビリティ保証業務を提供する場合があると理解しています。そのような状況において、**サステナビリティ保証業務の提供事業体の構造が相違するかどうかによって、違法行為又はその疑いに対する要求事項が異なる**ことは、国内で同じ水準の対応が実施されない可能性があります。監査事務所を支配している、監査事務所が支配している事業体又は監査事務所のネットワーク・ファームがサステナビリティ保証業務を提供する場合であっても、R5360.18a項と同等の対応となるような取組により、国内同一水準の対応を実現すべきであると思料します。

＜回答案＞

貴重なご意見として承ります。**現行倫理規則のセクション360「違法行為への対応」に定める非監査業務を提供している会員から外部監査人への問題となる事項の伝達に関する規定（R360.31項から第360.33 A1 JP項まで）と同様に**、主として秘密保持の原則の遵守の観点から、監査事務所内で監査業務とサステナビリティ保証業務の両方を提供している場合は、サステナビリティ保証業務の実施者から監査業務の業務執行責任者への違法行為又はその疑いのコミュニケーションが必須となり、監査事務所と支配関係のある事業体又はネットワーク・ファームがサステナビリティ保証業務を実施している場合は、違法行為又はその疑いのコミュニケーションの検討を求めることとしています。

IESBA倫理規程においても、ネットワーク・ファームがサステナビリティ保証業務を実施している場合には、コミュニケーションの検討が求められており、**国際的にも概ね同様の取扱い**となっています。サステナビリティ保証業務においても、秘密保持の原則の遵守の下で違法行為への対応が適切に行われるよう、会員への周知を行うことを検討いたします。

違法行為への対応(4/4)

公開草案に対するコメントの概要 (No.14)

<違法行為と秘密保持の原則について>

倫理規則公開草案R5360.18 b JP項では、No.13のコメントに示したように、サステナビリティ保証業務の実施者が、監査事務所とコミュニケーションを行うべきかどうかを検討しなければならないとされています。一方、秘密保持に関しては、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」Q114-2-1において、「ネットワーク内の情報開示又は共有は、品質管理上の重要な手続であり、業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することが認められる「正当な理由」に該当すると考えられるとしています。しかしながら、これは必ずしも倫理規則第114.3 A1項において規定されている状況でないと考えられるため、監査契約及びその他の業務実施の契約書等において秘密保持の条項に織り込むこと等により、あらかじめ依頼人の了解を得ておくこととなる。」と示されています。

R5360.18 b JP項に従い、**監査事務所が支配している事業体**又は監査事務所の**ネットワーク・ファーム**がサステナビリティ保証業務を提供する場合に、**外部監査人への問題となる事項の伝達の実現可能となるよう**、あらかじめ依頼人の了解を得るための方法として、**契約書のひな型等の提供による実務支援が必要**であるものと思料します。

<回答案>

監査事務所と支配関係のある事業体又はネットワーク・ファームがサステナビリティ保証業務を実施している場合、違法行為又はその疑いのコミュニケーションの検討が求められますが、サステナビリティ保証業務の実施者と監査人との間の違法行為等のコミュニケーションについては、ご意見も踏まえ、ネットワーク・ファームだけでなく支配関係のある事業体も含め、サステナビリティ保証業務の実施者が必要と認める場合に対応可能となるように、**契約書のひな型等に文例を含める等の対応について検討**いたします。

表現の明確化

公開草案に対するコメントの概要 (No.15)

第5400.3b項において規定されている倫理規則パート5が適用される規準について、(2)②の「**投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で開示される。**」の「開示される」は、IESBA倫理規程の原文ではpublicly discloseとされている。IESBAの趣旨を、より明確に表現するため、「**公に開示される**」と記載することが考えられる。

<回答案>

ご指摘を踏まえ、第5400.3b項の**次の下線部を修正**するとともに、**関連する実務ガイダンスの記載も修正**します（Q5100-1-1及びQ5400-1-4）。

第5400.3b項 (2)②

「投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で**公に**開示される。」

表現の簡素化(1/2)

公開草案に対するコメント (No.18)

セクション5405のサブセクションBについて、「グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等」が繰り返し記載された結果、一文として長くなっており、サブセクションB全体としても理解がしづらくなっています。IESBA原文では Group sustainability assurance firm(GSAF)であるが、要はファームであり、規定としては何の構成員（こちらが文中の主語）が、どの事業体に対して独立性を遵守する（あるいは遵守が求められない）のかという点を表現することが各規定の内容として重要であると考えますので、各規定中で、「グループサステナビリティ保証業務の実施者である」の**2つ目以降は「当該」に置き換えていただくなど、できる限り簡潔な表現にさせていただけると有難い**です。

公開草案に対するコメント (No.19)

今般の公開草案は全体的に文面が長く複雑ですが、とりわけバリュー・チェーンに関する説明箇所では、アヤイで示されるタイトル・各要求事項・適用指針の文面のいずれも、**文面が長く複雑で会員にとって理解しがたく、また会員以外の方（依頼人等）に説明する際に更なる困難を伴う**と考えます。所属している構成員と契約している構成員を分けずに「所属又は契約している構成員」等にすること、並列関係を箇条書きにすること、適用されない者ではなく適用される者を示すことなど、利用者が理解しやすい文面にすることをご検討いただきたい。

<回答案>

ご指摘を踏まえ、倫理規則セクション5405を通して同様の箇所について、**「当該」を用いて既出の表現を簡潔な記載とする**ように修正いたします。

表現の簡素化(2/2)

<具体的な文例>

《サブセクションB- バリュー・チェーン構成単位について保証作業を実施する場合の要求事項及び適用指針》

《(1) 個人に適用される独立性の検討事項》

《① グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等に所属するグループサステナビリティ保証業務チームの構成員、又はグループサステナビリティ保証業務の実施者である当該会計事務所等と契約しているグループサステナビリティ保証業務チームの構成員》

R5405.30A グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等がグループサステナビリティ保証業務目的でバリュー・チェーン構成単位について保証作業を実施する場合、グループサステナビリティ保証業務の実施者である当該会計事務所等に所属するグループサステナビリティ保証業務チームの構成員、又はグループサステナビリティ保証業務の実施者である当該会計事務所等と契約しているグループサステナビリティ保証業務チームの構成員は、サステナビリティ保証業務チームに適用される本パートの要求事項に従い、バリュー・チェーン構成単位から独立していなければならない。

5405.30A A1 グループサステナビリティ保証業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合、バリュー・チェーン構成単位について保証作業を実施するグループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等に所属するグループサステナビリティ保証業務チームの構成員、又はバリュー・チェーンの構成単位について保証作業を実施するグループサステナビリティ保証業務の実施者である当該会計事務所等と契約しているグループサステナビリティ保証業務チームの構成員は、社会的影響度の高い事業体に適用される規定に従うことは求められない。

5405.30A A2 グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等がバリュー・チェーン構成単位について保証作業を実施する場合、グループサステナビリティ保証業務の実施者である当該会計事務所等のネットワークに所属するグループサステナビリティ保証業務チームの構成員、及びグループサステナビリティ保証業務の実施者である当該会計事務所等のネットワークと契約しているグループサステナビリティ保証業務チームの構成員は、当該バリュー・チェーン構成単位に関して、本パートの独立性に関する要求事項は適用されない。

外部の専門家の作業の利用(1/2)

公開草案に対するコメント (No.31)

貴会がIESBA倫理規程の公開草案に対して提出したコメントと同様の趣旨で、**外部の専門家の客観性を評価する際の確認事項を、要求事項ではなく適用指針にとどめること**をご検討いただきたい。外部の専門家について、監査人や保証業務実施者が確保すべき独立性と同様の水準の詳細な事項を書面で提出することを要求事項とすることは、**客観性を評価する上で過剰**と考えます。また、**阻害要因を除去するための対応策として金銭的利害の売却を要請**することが挙げられていますが、自組織に属さない、外部の方に対してそのような**要請を行うこと自体、非現実的**であると考えます。

<回答案>

監査については、IFACの加盟団体は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント (Statements of Membership Obligations) 4」により、**原則として、IESBAの規定よりも緩やかな基準を適用してはならない**とされております。また、サステナビリティ保証については、「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」(2026年1月8日公表)において、「我が国におけるサステナビリティ情報の保証は、**国際基準** (上述のISSA5000、IESSAのほか国際品質マネジメント基準 (ISQM1)) **と整合性が確保された基準に準拠して実施する**」とされています。以上のことから、外部の専門家の客観性を評価する際の確認事項を**要求事項としております**。

また、R390.14項等に記載されている事項が提出され、利害関係を有していたとしても、第390.18 A2項及び第5390.18 A2項等で記載されている事項を踏まえて外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準の評価を行い、その阻害要因を除去又は軽減する対応策を講じた上で客観性を判断することとなります。第390.18 A4項及び第5390.18 A4項で**阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例として金銭的利害の処分**を記載しておりますが、あくまでも**一例として示しているもの**となります。

外部の専門家の作業の利用(2/2)

公開草案に対するコメント (No.32)

貴会がIESBAの公開草案に対して提出したコメントと同様の趣旨で、**外部の専門家の客観性に関する確認事項について、仮に満たしていない場合**であっても外部の専門家の**作業を利用可能と判断できる場合の考え方**についてお示しいただきたい。

<回答案>

客観性を評価する際の追加的な対応策として、R390.12項及びR390.14項において、外部の専門家が知り得る限りにおいて書面で提出するよう依頼する情報が記載されていますが、当該**情報の一部が満たされない場合**であっても、自動的に利用不可となるわけではなく、外部の専門家の客観性に対する**阻害要因の水準の評価**（倫理規則第390.8 A5項、第390.18 A2項参照）を行い、その**阻害要因を除去又は軽減する対応策**（倫理規則第 390.8 A6 項、第 390.18 A3 項及び第 390.18 A4 項等参照）**を講じた上で客観性を評価し、その上で利用可能と判断できる場合が考えられます。**

公開草案からの主な変更

- 公開草案に寄せられたコメントへの対応に基づく修正
- 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」等の本会実務指針の表現との平仄を取るための修正
- 倫理規則の各パートの規定で共通する記載の表現等を整合させるための修正
- 規定の見出し番号の整理に伴う修正
- その他、読者の理解の向上や記載表現の改善等のための字句修正

(注) 法制度の整備を含むサステナビリティ報告及び保証制度等の動向を踏まえ、今後の修正については、次のとおりとしている。

- ▶ 今後整備される法制度等のうち、改正倫理規則に反映することが適切な事項については、2026年の本会定期総会まで適宜反映する。
- ▶ 用語の名称や定義について、今後公表が想定されるサステナビリティ保証の基準と平仄をとる必要がある項目についても、2026年の本会定期総会まで適宜反映する。

ディスカッションポイント

倫理規則及び実務ガイダンスの改正公開草案に寄せられたコメントに対する本会対応案及び公開草案からの主な変更について、ご意見はあるか。

今後のスケジュール

日付	会議体	内容
2026年2月2日	倫理委員会	公開草案へのコメント対応に関する協議
2026年2月20日（本日）	有識者懇談会	公開草案へのコメント対応に関する意見聴取
2026年3月4日	倫理委員会	倫理規則及び実務ガイダンスの確定に関する審議
2026年3月18日	本会役員会	倫理規則及び実務ガイダンスの確定に関する審議
2026年7月	定期総会	倫理規則変更案審議

